

宇部市タブレット端末貸出事業 実施要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため新しい生活様式に則り、非対面型ビジネスモデルへの転換などに取り組む市内事業者に対して、タブレット端末(以下「端末」という。)を貸出し、ICT分野でのスキルアップを図ることを目的としています。

2 対象事業者

貸出の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とします。

※中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者

※小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者

- (1)市内に活動拠点を有していること。
- (2)今後6か月以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3)市税の滞納がないこと。
- (4)公序良俗に反する事業を行なう者でないこと。
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業)を行う者でないこと。
- (6)宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第1項に該当する者でないこと。また、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

3 対象事業

貸出端末を活用した以下の事業を対象とします。

(1)業務効率化事業

各種情報・データの収集・管理し、業務の効率化を図る取組みやペーパーレス化を図る取組

(2)顧客サービス向上事業

キャッシュレス決済やセルフオーダーシステム等により顧客にとって利便性の高いサービスを提供する取組

(3)その他

上記のほか端末の活用により、自社の経営上の課題解決を図る取組

4 端末使用に関する注意事項(必ず全てお読みください)

- ・端末は iPad 第 8 世代(Wi-Fi モデル)です。
- ・端末の貸出は無料です。
- ・貸出した端末に係る通信料及びアプリストア等の利用に係る料金は、申請者の負担となります。
- ・端末を利用する権利を他人に譲渡、もしくは転貸できません。
- ・申請者の責めに帰すべき事由により、貸出した端末を紛失し、又は棄損したときは申請者の負担において補修し、又は損害を賠償するものとします。
- ・端末の使用に伴い発生した損害については、申請者が負担するものとします。
- ・複数台使用の必要があると認められる場合を除き、端末の貸出は1事業者につき原則1台とします。
- ・借受人は、端末の貸出期間が終了したとき又は貸出決定を取り消されたときは、端末が正常に動作することを確認の上、速やかに端末を返却していただくようになります。
- ・市は端末の操作に関する質問に一切お受けしませんので、あらかじめご了承ください。

5 申請書等の提出

(1)申請時提出物

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 営業活動を証する書類

(法人の場合)※次のいずれか1点

- ・直近の確定申告書別表一の写し(税務署の収受日付印が押印されたもの)
- ・履歴事項全部証明書(申請日より3カ月以内に発行されたもの)
- ・営業許可書

(個人事業主の場合)※次のいずれか1点

- ・直近の確定申告書 B 第一表の写し(税務署の収受日付印が押印されたもの)
- ・営業許可書
- ・開業届

- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書(申請日より3カ月以内に発行されたもの)

(2)実績報告時提出物

実績報告書(様式第8号)※端末返却する年度のみ実績報告が必要

(3)提出方法 持参又は郵送、もしくは LoGo フォーム QR コード (インターネット)



(4)提出先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市産業政策課

※持参の場合は、土日祝日を除く 9:00～12:00、13:00～16:30 の間に受け付けます。

※提出のあった申請書等は返却いたしません。

※申請等に係る費用は申請者が負担するものとします。

6 貸出期間

- ・ 端末の貸出期間は貸出の決定があった年度の 3 月 3 1 日までです。
- ・ 翌年度以降も延長して使用する場合は、貸出期間内に変更申請書（様式第 5 号）の提出が必要です。
- ・ 貸出期間は令和 8 年 3 月 3 1 日を限度とします。

7 お問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 産業経済部 産業政策課
TEL:0836-34-8355
FAX:0836-22-6013
メールアドレス:syoukou@city.ube.yamaguchi.jp